

福岡県公報

平成18年10月16日
第2595号

目 次

告 示 (第1990号—第2006号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) 1
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 1
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 2
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 3
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○保安林指定施業要件の変更森林の所在場所等	(治山課) 4
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) 5
○沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務の廃止	(水産振興課) 6
公 告	
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 6
○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課) 7
選挙管理委員会	

○政治団体の設立届	(地方課) 7
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課) 9
○政治団体の解散届	(地方課) 11
○資金管理団体の指定届	(地方課) 11
○資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課) 12
○政治団体の平成15年分及び平成16年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地方課) 13

告 示

福岡県告示第1990号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成18年10月16日から同月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
北九州都市計画道路1・4・5号戸畠大谷線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
北九州市八幡東区東田一丁目及び二丁目の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

福岡県告示第1991号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年3月17日農林水産省告示第367号（4に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1992号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成1年1月19日農林水産省告示第44号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1993号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年12月24日農林水産省告示第1857号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに福岡市役所及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1994号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1747号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1995号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年3月23日農林水産省告示第462号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1996号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年10月19日農林水産省告示第1573号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1997号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年5月4日農林水産省告示第662号（3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1998号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年7月4日農林水産省告示第1002号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1999号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

なお、平成18年9月福岡県告示第1856号は、取り消す。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年10月23日農林水産省告示第1466号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2000号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

なお、平成18年9月福岡県告示第1857号は、取り消す。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1606号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2001号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
行橋市大字下崎 (入覚地区第5換地区)	平成18年10月10日

福岡県告示第2002号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人上陽ライフネットワーク

(2) 代表者の氏名

小川 健之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女郡上陽町大字北川内123番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者等に対して日常生活の支援に関する事業や、その自立や社会参加を促進する事業等をおこなうことにより、住民参加と協働による地域づくりを進め、もってこの地域の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2003号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人おおむた障害者応援センター

(2) 代表者の氏名

有松 温之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市原山町194番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域での自立生活に関する支援事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の中で自立生活を営んでいけるよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2004号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市水城6丁目497-1、497-3から497-18まで、507-147及び507-148

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大野城市筒井2丁目14番1号

有限会社 ベスト開発 代表取締役 山口 博司

福岡県告示第2005号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人健康・介護ホリスティック協会

- (2) 代表者の氏名
福田 美紀子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡市中央区大名1丁目3番46号5階
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、一般市民に対して、健康維持または介護予防のための転倒防止・筋力トレーニング・フットケアなどの支援に関する電話相談やセミナー及び研修会などの事業を行い、もって健やかな社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2006号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき宗像漁業協同組合に委託していた福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年1月福岡県告示第111号による沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務は、平成18年10月1日をもって廃止したので告示する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

公 告**公告**

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 決定しようとする都市計画の種類

大牟田都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所**(1) 日時**

平成18年11月9日 午後7時から9時まで

(2) 場所

福岡県大牟田総合庁舎 3階 第三会議室（大牟田市小浜町24番1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧**(1) 都市計画の案の概要**

名 称	位置及び区域	面 積
三池港臨港地区	大牟田市新港町、西港町1丁目、西港町2丁目及び四山町の一部	約347.7ヘクタール

(2) 閲覧

同案については、平成18年10月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課並びに福岡県大牟田土木事務所河川砂防課及び三池港管理出張所において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- (1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- (2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他**(1) 傍聴**

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成18年10月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類

苅田都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成18年11月13日 午後7時から9時まで

(2) 場所

三原文化会館 2階 大会議室（京都郡苅田町富久町1-19-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

臨港地区の区域を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

(2) 閲覧

同案については、平成18年10月16日から同月30日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び福岡県苅田港務所港営課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成18年10月30日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

受付期間 平成18年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

荒巻ひでき後援会	荒巻英樹	荒巻珠美	柳川市吉原258	平成18年8月24日
井上智後援会	西原正義	井上靖彦	前原市篠原東2丁目12-20	平成18年8月21日
今村としがつ後援会	今村敏勝	田中正三	久留米市荒木町白口1511-4	平成18年8月1日
いわなが利勝後援会	岩永利勝	興梠満春	嘉麻市平1414	平成18年8月29日
江頭みきお後援会	江頭幹雄	江頭益憲	久留米市城島町芦塚990-4	平成18年8月24日
太田英二後援会	太田英二	太田奈保美	福岡市城南区鳥飼6丁目15-33-205	平成18年8月8日
川崎俊丸後援会	川崎俊丸	扇敬子	前原市前原中央3丁目17-20	平成18年8月1日
川村与子吉後援会	駒谷佳泰	川村光一	鞍手郡小竹町大字南良津1929-1	平成18年8月31日
北橋健治ハートフルクラブ	日高源市	森康紀	北九州市八幡東区前田1丁目4-7	平成18年8月31日
キラッとふくおかし山口敬之後援会	山口啓志	柿本美千代	福岡市早良区小田部2丁目15-27	平成18年8月28日
小泉ひろし後援会	小泉大	小泉淳子	前原市南風台5丁目9-11	平成18年8月22日
ごとう源寿後援会	野中東	五藤康代	春日市松ヶ丘2丁目128-2	平成18年8月22日
坂口政義後援会	田中譲二	山口雄二郎	嘉麻市下臼井1086-3	平成18年8月28日
しばた高博後援会	重渕雅敏	小澤興大	北九州市小倉北区古船場町9-11	平成18年8月30日
清水年秋後援会	小畠隆	山崎清博	京都郡みやこ町勝山上矢山1353	平成18年8月29日
しもなり正一後援会	下成正一	下成美知子	筑紫野市二日市北1丁目10-8	平成18年8月15日
浸潤の会	仲野祐輔	後藤研二	豊前市清水町15-1	平成18年8月4日
高田ちづき後援会	高田学	高田千寿代	柳川市大和町中島573	平成18年8月11日
竹井澄子後援会	大橋千鶴	島添俊治	柳川市三橋町中山1064	平成18年8月7日

竹松房子後援会	竹松二三夫	竹松房子	直方市大字下新入字上五反田1796-4	平成18年8月10日
つるみ会	高津武文	高津慶重	田川郡福智町伊方3681	平成18年8月25日
富永和秀前原市政勉強会	富永和秀	富永康子	前原市前原駅南3丁目1-27ステーションコーポ201	平成18年8月18日
中村てるお後援会	中村晃生	武石徳男	筑紫野市二日市中央3丁目8-6	平成18年8月17日
ハートフル北九州	日高源市	森康紀	北九州市八幡東区中央2丁目22-7	平成18年8月22日
ひさとみ信義後援会	久富達也	久富勝志	田川郡福智町赤池474-70	平成18年8月1日
福本博文後援会	福本博文	福本ひろみ	鞍手郡鞍手町室木821-4	平成18年8月25日
古野修後援会	古野修	古野万三	遠賀郡遠賀町大字虫生津295	平成18年8月24日
宮近義人後援会	山本善人	末松武彦	直方市大字上頓野824-2	平成18年8月25日
森田房儀君を勵かせる会	高椋弥一	黒田昇	柳川市大和町明野263	平成18年8月28日
山野正一後援会	山野久美男	山野節子	田川郡川崎町大字田原1904-5	平成18年8月4日
よくに洋後援会	與國洋	與國文子	春日市小倉3丁目69-2アーサー春日弥生ヶ丘701	平成18年8月4日
吉田あきら後援会	吉田彰	有田孝一	遠賀郡遠賀町大字別府3256	平成18年8月2日
吉田ひろし後援会	吉田宏	内田悦司	福岡市中央区警固2丁目1-17	平成18年8月25日
和田賢二郎後援会	和田賢二郎	和田博之	鞍手郡小竹町大字勝野3610-4	平成18年8月3日

(34団体)

福岡県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容				異動年月日	届出年月日
		新	旧				
自由民主党福岡県遠賀郡第一支部	会計責任者	古野修	秋武幸男	男		平成18年8月24日	平成18年8月24日
自由民主党福岡県地域振興支部	会計責任者	奥園正明	尾花乃武正	男		平成18年8月24日	平成18年8月24日
自由民主党門司支部	主たる事務所の所在地	北九州市門司区中町1-24	北九州市門司区大里戸ノ上1丁目1-1			平成18年8月9日	平成18年8月11日

(3団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容				異動年月日	届出年月日
		新	旧				
荒木けん後援会	主たる事務所の所在地	柳川市大和町皿垣開407	山門郡大和町大字皿垣開407			平成17年3月21日	平成18年8月11日
	代表者	山口安雄	西田敬一	一		平成18年8月8日	
浦伊三次後援会	主たる事務所の所在地	前原市大字板持203	前原市波多江駅北3丁目21-18			平成18年8月16日	平成18年8月16日
	代表者	浦澄子	三嶋千春				
大束英寿後援会	主たる事務所の所在地	京都郡みやこ町犀川内垣766	京都郡犀川町大字内垣766			平成18年3月20日	平成18年8月21日
おちいしあ俊則後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区奈多3丁目4-2	福岡市東区馬出4丁目2-17教育会館内			平成18年8月31日	平成18年8月31日
河村好浩後援会	主たる事務所の所在地	柳川市三橋町高畑332	山門郡三橋町大字高畑332			平成17年3月21日	平成18年8月4日
近藤末治後援会	主たる事務所の所在地	柳川市東蒲池609-1	柳川市東蒲池1451-1			平成18年8月14日	平成18年8月23日
山幸会	団体名称	山幸会	山本幸三を育てる会			平成18年7月31日	平成18年8月4日
	会計責任者	奥定子	福野直				

市民派・北ばたけ猛後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原中央2丁目3-23下川ビル1階	前原市美咲が丘4丁目7-7	平成18年8月18日	平成18年8月18日
竹下しょうし後援会	代表者	吉野哲生	久末嘉輝	平成18年8月1日	平成18年8月11日
平井一三後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市漆生1585-1	嘉穂郡稻築町大字才田221-28	平成18年8月26日	平成18年8月30日
福岡県農政連福岡みやこ支部	会計責任者	小野信明	中山末男	平成18年4月1日	平成18年8月1日
目野稔幸後援会	主たる事務所の所在地	柳川市三橋町百町771-2	山門郡三橋町大字百町771-2	平成17年3月21日	平成18年8月15日
	代表者	千蔵正秋	目野達也	平成18年8月14日	
M E L O N 福岡社会活動委員会	代表者	村田義規	田中康一	平成18年8月16日	平成18年8月29日
	会計責任者	溝尻徹夫	安武宏信		

(13団体)

福岡県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があつたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
(平成13年法17条2項適用団体) 高田千寿輝後援会	平成18年8月2日	平成18年8月11日
(平成17年法17条2項適用団体) 山野正一後援会	平成18年8月4日	平成18年8月4日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があつたので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年8月1日～8月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
荒 卷 英 樹	柳川市議会議員	荒卷ひでき後援会	柳川市吉原258	荒 卷 英 樹	平成18年8月24日	平成18年8月24日
今 村 敏 勝	久留米市議会議員	今村としかつ後援会	久留米市荒木町白口1511-4	今 村 敏 勝	平成18年8月1日	平成18年8月1日
岩 永 利 勝	嘉麻市議会議員	いわなが利勝後援会	嘉麻市平1414	岩 永 利 勝	平成18年8月27日	平成18年8月29日
江 頭 幹 雄	久留米市議会議員	江頭みきお後援会	久留米市城島町芦塚990-4	江 頭 幹 雄	平成18年8月23日	平成18年8月24日
川 崎 俊 丸	福岡県議会議員	川崎俊丸後援会	前原市前原中央3丁目17-20	川 崎 俊 丸	平成18年8月1日	平成18年8月1日
小 泉 大	前原市議会議員	小泉ひろし後援会	前原市南風台5丁目9-11	小 泉 大	平成18年8月21日	平成18年8月22日
下 成 正 一	筑紫野市議会議員	しもなり正一後援会	筑紫野市二日市北1丁目10-8	下 成 正 一	平成18年8月15日	平成18年8月15日
富 永 和 秀	前原市議会議員	富永和秀前原市政勉強会	前原市前原駅南3丁目1-27ステーションコーポ201	富 永 和 秀	平成18年8月18日	平成18年8月18日
中 村 晃 生	筑紫野市長	中村てるお後援会	筑紫野市二日市中央3丁目8-6	中 村 晃 生	平成18年8月10日	平成18年8月17日
山 口 啓 志	福岡市長	キラッとふくおかし 山口敬之後援会	福岡市早良区小田部2丁目15-27	山 口 啓 志	平成18年8月27日	平成18年8月28日
吉 田 宏	福岡市長	吉田ひろし後援会	福岡市中央区警固2丁目1-17	吉 田 宏	平成18年8月25日	平成18年8月29日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成18年8月1日～8月31日

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
荒木勝英	嘉麻市議会議員	町政浄化住民主役の会	公職の種類	嘉麻市議会議員	稲築町議会議員	平成18年3月27日	平成18年8月24日
泉日出夫	福岡県議会議員	「いづみひでお」を育てる会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力6丁目1-7-102	北九州市小倉南区南方5丁目21-14	平成18年7月26日	平成18年8月29日
落石俊則	福岡市議会議員	おちいし俊則後援会	主たる事務所の所在地	福岡市東区奈多3丁目4-2	福岡市東区馬出4丁目2-17教育会館内	平成18年8月31日	平成18年8月31日
北畠猛	前原市長	市民派・北ばたけ猛後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原中央2丁目3-23下川ビル1階	前原市美咲が丘4丁目7-7	平成18年8月18日	平成18年8月18日
藤本顕憲	福岡県議会議員	藤本顕憲君を支援する南山会	団体名称	藤本顕憲君を支援する南山会	南山会	平成18年6月7日	平成18年8月16日
山本幸三	衆議院議員	山幸会	団体名称	山幸会	山本幸三を育てる会	平成18年7月31日	平成18年8月4日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、清朋会及び政治結社大日本八紘会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）及び平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成18年10月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

平成15年分収支報告書の要旨中、清朋会及び政治結社大日本八紘会の項を次のとおり改める。

No. 255 清朋会

麻生渡

県知事

報告年月日 平成16年02月09日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	249,202,030円
ア 前年からの繰越額	201,884,981円
イ 本年収入	47,317,049円
(2) 支出総額	210,902,252円
(3) 翌年への繰越額	38,299,778円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(226) 人 3,400,000円
イ 寄附	11,830,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲)	11,830,000円

a 個人からの寄附	3,400,000円	100,000円
c 政治団体からの寄附	8,430,000円	
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による	31,860,000円	880,000円
カ その他の収入	227,049円	
(ア) 1件10万以上のもの（内訳別掲）	225,000円	12,700,000円
(イ) 1件10万未満のもの	2,049円	知事を囲む会（福岡）
計（本年収入額）	47,317,049円	14,960,000円
(2) 支出の内訳		小計 31,860,000円
ア 経常経費	27,222,702円	カ その他の収入
(ア) 人件費	20,187,948円	陣内ビル駐車場敷金返金 225,000円
(イ) 光熱水費	529,292円	
(ウ) 備品・消耗品費	733,424円	イ(ア) a 個人からの寄附
(エ) 事務所費	5,772,038円	惣福脇 亨 60,000円 熊本県熊本市
イ 政治活動費	183,679,550円	角田 信昭 500,000円 飯塚市
(ア) 組織活動費	21,446,383円	森川 善拓 100,000円 北九州市八幡東区
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	514,632円	森川 满 220,000円 北九州市八幡東区
a 機関紙誌の発行事業費	241,500円	そ の 他 2,520,000円
c 政治資金パーティー開催事業費	273,132円	小 計 3,400,000円
(エ) 調査研究費	320,665円	
(オ) 寄附・交付金	161,020,000円	イ(ア) c 政治団体からの寄附
(カ) その他の経費	377,870円	福岡県商工政治連盟 200,000円 福岡市博多区
計	210,902,252円	福岡県医師連盟 4,000,000円 福岡市博多区
(内 訳)		福岡市医師連盟 300,000円 福岡市早良区
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による		
知事を囲む会（北九州）	100,000円	
知事を囲む会（福岡）	3,120,000円	
知事を囲む会（筑豊）		

自由民主党福岡県宅建支部			
	200,000円	福岡市東区	
福岡県薬剤師連盟			
	500,000円	福岡市博多区	
T K C 九州政経研究会			
	100,000円	福岡市中央区	
福岡商工連盟			
	600,000円	福岡市中央区	
北九州市医師連盟			
	300,000円	北九州市小倉北区	
北九州タクシー政治連盟			
	2,000,000円	北九州市小倉北区	
全国商工政治連盟			
	100,000円	東京都港区	
そ の 他			
	130,000円		
小 計	8,430,000円		
特定パーティの概要（名称、対価収入、支払者数、開催場所）			
知事を囲む会（北九州）			
	100,000円	1人	北九州市小倉北区
知事を囲む会（福岡）			
	3,120,000円	106人	福岡市中央区
知事を囲む会（筑豊）			
	100,000円	1人	田川市
知事を囲む会（筑後）			
	880,000円	62人	久留米市
知事を囲む会（北九州）			
	12,700,000円	229人	北九州市小倉北区
知事を囲む会（福岡）			
	14,960,000円	193人	福岡市中央区

小 計	31,860,000円	
政治資金パーティの対価に係る収入の内訳		
知事を囲む会（北九州）		
(イ) 法人その他の団体からの対価の支払		
日本乾溜工業(株)		
	600,000円	北九州市八幡西区
小 計	600,000円	
知事を囲む会（福岡）		
(イ) 法人その他の団体からの対価の支払		
(株)ふくや		
	1,000,000円	福岡市博多区
小 計	1,000,000円	
3 資産等の内訳		
(10) 敷 金（支払先、金額、支払年月日）		
陣内 重行		
陣内ビル502号		
	2,098,140円	平成07年01月12日
陣内 重行		
陣内ビル501号		
	1,642,200円	平成07年05月30日
No. 445 政治結社大日本八紘会		
報告年月日 平成16年03月23日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	49,000円	
ア 前年からの繰越額	0円	
イ 本年収入	49,000円	
(2) 支出総額	49,000円	
(3) 翌年への繰越額	0円	

2 本年収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄 附	49,000円	
(ア) 寄 附	49,000円	
a 個人からの寄附	49,000円	
計 (本年収入額)	49,000円	
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費	49,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	49,000円	
b 宣伝事業費	49,000円	
計	49,000円	
平成16年分收支報告書の要旨中、清明会及び政治結社大日本八紘会の項を次のとおり改める。		
No. 241 清明会		
麻生 渡		
県知事		
報告年月日 平成17年02月03日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	160,770,390円	
ア 前年からの繰越額	38,299,778円	
イ 本年収入	122,470,612円	
(2) 支出総額	82,546,663円	
(3) 翌年への繰越額	78,223,727円	
2 本年収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
ア 個人の負担する党費又は会費 (149) 人	2,870,000円	
イ 寄 附	5,400,000円	

(ア) 寄 附 (内訳別掲)	5,400,000円
a 個人からの寄附	2,670,000円
c 政治団体からの寄附	2,730,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による	114,200,000円
カ その他の収入	612円
(イ) 1件10万未満のもの	612円
計 (本年収入額)	122,470,612円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	28,602,655円
(ア) 人件費	22,938,608円
(イ) 光熱水費	526,018円
(ウ) 備品・消耗品費	734,357円
(エ) 事務所費	4,403,672円
イ 政治活動費	53,944,008円
(ア) 組織活動費	35,940,694円
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	16,493,038円
a 機関紙誌の発行事業費	1,224,973円
b 宣伝事業費	1,923,869円
c 政治資金パーティー開催事業費	13,344,196円
(エ) 調査研究費	385,026円
(オ) 寄附・交付金	240,000円
(カ) その他の経費	885,250円
計 (内 訳)	82,546,663円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による 知事を囲む会（北九州）	8,640,000円
知事を囲む会（福岡）	34,750,000円

知事を囲む会（筑豊）		
	11,580,000円	
知事を囲む会（京築）		
	4,900,000円	
知事を囲む会（筑後）		
	13,770,000円	
知事を囲む会（福岡）		
	26,050,000円	
知事を囲む会（北九州）		
	14,510,000円	
小計	114,200,000円	
イ(ア)a 個人からの寄附		
眞部 利應	60,000円	熊本県熊本市
横江 信義	60,000円	福岡市中央区
深堀 慶憲	60,000円	福岡市中央区
大島 登美子	100,000円	兵庫県宝塚市
森川 満	140,000円	北九州市八幡東区
森川 善拓	100,000円	北九州市八幡東区
その他	2,150,000円	
小計	2,670,000円	
イ(ア)c 政治団体からの寄附		
日本遺族政治連盟福岡県本部	100,000円	福岡市中央区

福岡商工連盟		
	500,000円	福岡市中央区
福岡県医師連盟		
	2,000,000円	福岡市博多区
その他	130,000円	
小計	2,730,000円	
特定パーティの概要（名称、対価収入、支払者数、開催場所）		
知事を囲む会（北九州）		
	8,640,000円 186人	北九州市小倉北区
知事を囲む会（福岡）		
	34,750,000円 583人	福岡市中央区
知事を囲む会（筑豊）		
	11,580,000円 365人	飯塚市
知事を囲む会（筑後）		
	13,770,000円 337人	久留米市
知事を囲む会（福岡）		
	26,050,000円 284人	福岡市中央区
知事を囲む会（北九州）		
	14,510,000円 387人	北九州市小倉北区
小計	109,300,000円	
政治資金パーティの対価に係る収入の内訳		
知事を囲む会（福岡）		
(イ) 法人その他の団体からの対価の支払		
(株)ふくや	1,000,000円	福岡市博多区
キューサイ(株)	300,000円	福岡市中央区
小計	1,300,000円	
3 資産等の内訳		

(10) 敷 金 (支払先、金額、支払年月日)		
陣内 重行		
陣内ビル502号	2,098,140円	平成07年01月12日
陣内 重行		
陣内ビル501号	1,642,200円	平成07年05月30日
No. 436 政治結社大日本八紘会		
報告年月日 平成17年03月29日		
1 収入・支出の総額		
(1) 収入総額	78,000円	
ア 前年からの繰越額	0円	
イ 本年収入	78,000円	
(2) 支出総額	78,000円	
(3) 翌年への繰越額	0円	
2 本年収入・支出の内訳		
(1) 収入の内訳		
イ 寄 附	78,000円	
(ア) 寄 附	78,000円	
a 個人からの寄附	78,000円	
計 (本年収入額)	78,000円	
(2) 支出の内訳		
イ 政治活動費	78,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	78,000円	
b 宣伝事業費	78,000円	
計	78,000円	